

国が河川激甚災害対策特別緊急事業を採択

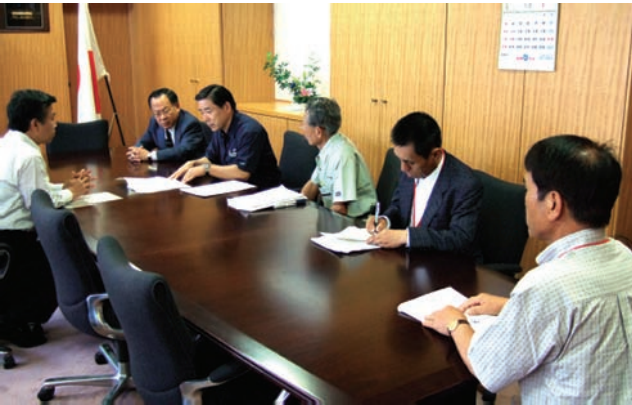
本町は、7月県北部豪雨災害により、住宅や店舗流失など、被害総額83億5千万円に上る甚大な被害を受けました。

これまで、井上町長をはじめ、被災地区住民代表者は、今後同じような災害が起こらないよう関係各府省に対して、川内川水系の総合的・抜本的改修など強く要請してきました。

9月8日に閣議決定された激甚災害の指定に続き、10月4日、再度災害防止を図るため、国が管理する川内川をはじめ、鹿児島県及び宮崎県が管理する支川を含めて川内川流域を河川激甚災害対策特別緊急事業（河川激特事業）とし採択されました。なお、今回の事業規模は全体事業費356億円で九州地方では過去最大規模、採択延長は川内川本川約62kmとなります。



9月4日、国土交通省九州整備局へ町単独要請をする井上町長はじめ、被災地区住民代表者及び町議会議員



9月5日、国・中央省庁へ町単独要請をする井上町長はじめ、被災地区住民代表者及び町議会議員



9月15日、電源開発株式会社西日本支店南九州発電所（人吉市）へ鶴田ダムの治水機能を最大限に活用するために、洪水期間中における防災ダムの特化について要請する井上町長

激甚災害特別財政援助とは

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、国はその災害を激甚災害として政令で指定し、地方公共団体に対する特別の財政援助又は被災者に対する特別の助成措置を行うものです。特別の財政援助としては、公共土庫施設や農地、農業用施設などの災害復旧事業で、国庫補助率のかさ上げなどが講じられます。

河川激甚災害対策特別緊急事業とは

洪水、高潮により非常に激しい災害（浸水家屋数2,000戸以上、または流失（全壊）家屋数50戸以上）が発生した地域について、概ね5ヶ年を目処に河川整備を緊急的に実施することにより、再度災害の防止を図る事業です。

河川激特事業により、今年から概ね5ヶ年間で7月県北部豪雨災害のような豪雨に対して、川内川本川や支川久富木川、夜星川の外水氾濫（河川からの溢水や逆流による氾濫）をなくし、家屋の浸水被害を解消するため、湾曲部大規模シヨートカットや河道掘削、築堤、輪中堤、宅地嵩上げなどの事業が行われます。また、河川激特事業のハード対策とあわせて、災害に強い地域づくりの支援や水害時における危機管理体制の強化なども行われます。その他、河川激特事業外で、鶴田ダムの洪水調節容量の増量、放流施設の増設、操作規則の見直しなどが行われます。

今回、採択された河川激特事業は今年から概ね5力年間であり、7月県北部豪雨災害と同規模の豪雨が発生しても、外水による住家浸水が起こらないよう、しっかりとした総合的・抜本的河川改修を行わなくてはなりません。

川内川や久富木川、夜星川など地域を流れる河川と共に、被災された方はもちろんのこと、町内で生活する人々、さつま町を訪れる人々、地域で育つ子どもたち、全ての人々が、商店街で買い物や飲食を楽しんだり、快適な家庭生活を営んだり、永久に安全で安心して暮らせるよう、地域、行政、関係機関が一体となって今回の河川激特事業に取り組み、一日も早く復興することが望まれます。